監査報告書

令和5年1月24日から令和5年12月31日までの第1期事業年度の理事の職務の執行 に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、代表理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び換算の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、代表理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

更に、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に関わる計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3. 追記情報

令和5年度監査方針で示した,具体的な監査活動及び本年度の重点監査項目について監査を行いました。

(1) 具体的な監査活動

- ①業務運営の適法性および企業集団としての企業行動規範の遵守状況 業務運営の適法性および企業集団としての企業行動規範の遵守状況について,法令 及び定款に従い運営していたことを認めます。
- ②理事会などによる経営判断の妥当性 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実 は認められません。
- ③内部統制システムの構築・運用状況 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実

は認められませんが、内部統制の脆弱性により、理事間での負担の格差及び運営の持 続性について懸念が見られました。

④企業の社会的責任の遂行とリスクマネジメントの状況 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は 認められません。

(2) 本年度の重点監査項目

①会計規則及び決算書・税務申告書等形式の策定

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点に おいて適正に表示しているものと認めますが、法人内で明文化された規則等は存在し ていない為、策定の準備を進めていたが、今事業年度では達成できなかった。

②内部統制システム構築の確立

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実 は認められませんが、前述したとおり、理事間での負担の格差及び運営の持続性につ いて懸念が見られた為、改善を進めたことにより、組織図が作成されました。次事業 年度では、更に内部システム構築の確立に向けて尽力したいと思います。

③一般社団法人としての適法性及び企業行動規範の遵守を満たすと共に、将来、公益社団法人を見据えた水準でのシステム構築を目標とする。

業務運営の適法性および企業集団としての企業行動規範の遵守状況について、法令及 び定款に従い運営していたことを認めます。

令和6年2月6日

監事 fervojisto/髙橋 海渚